

別紙1 事業実施場所

注) 下表の「施工可能期間(予定)」欄は、事業契約書の締結版においては、「工期」欄として、下表記載の期間内で事業者より提案された工期を記載する。

| No | 学校名 | 施設名・改修部位 | | 住所 電話番号 | 施工可能期間 (予定) | 備考 |
|----|--------|--------------------|---------------------------|--|--|--|
| 1 | 垂水東中学校 | 特別教室棟⑪ | トイレ改修4か所 (1, 2, 3, 4階) | 垂水区青山台3-4-1 078-751-6139 http://www2.kobe-c.ed.jp/trh-ms/index.php?page_id=0 | 1学期終了後から 10月末まで | 仮設トイレ不要 5階配管改修必要 <参考: H30年度行事日程> 体育会 9/15 文化祭 10/20 |
| 2 | 横尾中学校 | 普通・特別教室棟⑥-2 | トイレ改修4か所 (1, 2, 3, 4階) | 須磨区横尾2-1-2 078-743-7322 http://www2.kobe-c.ed.jp/yko-ms/index.php?page_id=0 | 1学期終了後から 10月末まで | 仮設トイレ不要 <参考: H30年度行事日程> 体育会 9/15 文化祭 10/20 |
| | | 特別教室棟⑧ | トイレ改修1か所 (1階) | | | |
| 3 | 横尾小学校 | 特別・普通教室棟②-1 (西) | トイレ改修2か所 (1, 2階) | 須磨区横尾5-3 078-743-4511 http://www2.kobe-c.ed.jp/yko-es/index.php?page_id=0 | 夏休み中は騒音振動を 伴う工事施工不可 11月下旬まで | 仮設トイレ不要 3・4階配管改修必要 <参考: H30年度行事日程> 運動会 9/23 音楽会 11/3 |
| | | 特別・普通教室棟②-2 (東) | トイレ改修2か所 (1, 2階) | | | |
| 4 | 名谷小学校 | 特別・普通教室棟⑮ | トイレ改修3か所 (1, 2, 3階) | 垂水区名谷町1896 078-707-2481 http://www2.kobe-c.ed.jp/mdn-es/index.php?page_id=0 | 1学期終了後から 10月末まで トイレ洋式化改修は 8月24日までに完了 し、同26日から使用 可能な状態とすること。 | 仮設トイレ必要 (2箇所) <参考: H30年度行事日程> 運動会 6/1 音楽会 11/17 |
| | | 屋内運動場⑭ | トイレ改修1か所 (1階) | | | |
| | | 特別・普通教室棟⑤-2 | トイレ洋式化改修2か所 (1, 2階) | | | |
| | | 特別・普通教室棟⑦ | トイレ洋式化改修2か所 (1, 2階) | | | |

別紙2 定義集

- (1) 学校 別紙1に記載する神戸市立学校4校を個別に又は総称していう。
- (2) 完成検査 甲が乙から大規模改修工事の引き渡しを受けて供用を開始する前に、大規模改修工事が設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たした状態にあることを確認するために必要な検査で、要求水準書の定めの規定に基づき乙が行う工事検査の検査項目に準じるものをいう。
- (3) 業務水準 本件契約に基づく全ての業務に係る入札説明書等、入札説明書等への質問に関する回答、事業者提案書類及び各種共通仕様書等に記載の内容及び水準をいう。
- (4) 協力企業 本事業開始後、構成企業から本事業に係る業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業をいう。
- (5) 工期 別紙1記載の工期を学校ごとに個別に又は総称していう。
- (6) 工事監理企業 乙が、大規模改修工事の工事監理業務の全部又は一部を受託させる構成企業をいう。
- (7) 工事監理業務に必要な書類・図書等 要求水準書の「第4」「1」「(4)」の項の表中「施工中」及び「完了時」の欄に記載の資料をいう。
- (8) 構成企業 施工企業、設計企業及び工事監理企業をいう。
- (9) 事業指針 本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び事業者提案書類をいう。
- (10) 事業実施場所 別紙1に記載する学校の施設及びその他本事業を実施するに当たって必要となる場所をいう。
- (11) 事業者提案書類 落札者が入札説明書等に基づき提出した一切の書類をいう。
- (12) 施工企業 乙が、大規模改修工事の施工業務の全部又は一部を請け負わせる構成企業をいう。
- (13) 設計企業 乙が、大規模改修工事の設計業務の全部又は一部を受託させる構成企業をいう。
- (14) 設計図書 要求水準書の「第2」「1」「(7)」の項に記載の設計成果品をいう。
- (15) 大規模改修工事 本件契約に基づき実施されるすべての工事を対象施設ごとに個別に又は総称していう。
- (16) 対象施設 各学校において大規模改修工事の対象となる別紙1に記載する施設を個別にまたは総称していう。
- (17) 提案水準 要求水準を全て満たす事業者提案書類において提案された内容及び水準をいう。
- (18) 入札説明書 本事業に関し、平成31年2月20日に公表された「神戸市立学校大規模改修事業 入札説明書」（公表後の変更を含む。）をいう。

- (19) 入札説明書等 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、様式集、その他これらに関して甲が追加で提示する資料をいう。
- (20) 入札説明書等に関する質問への回答 入札説明書等に関して提出された質問書を基に甲が作成し、平成 31 年 3 月●日に公表された回答書をいう。
- (21) 要求水準 要求水準書に記載された本事業の遂行に当たって、乙が満たすべき最低水準をいう。
- (22) 要求水準書 本事業に関し、平成 31 年 2 月 20 日に公表された「要求水準書」（公表後の変更を含む。）をいう。
- (23) 不可抗力事由 提案時において、想定し得ないような、暴風、豪雨、洪水、台風、地震、地滑り、落盤、落雷、大雪、火災、不慮の事故、ストライキ、ロックアウト、暴動、伝染病、内乱、革命、戦争、爆発、外部電源からの長期の電力供給停止等の自然災害又は人為的な事象であって、甲又は乙の合理的な制御が不能なあらゆる事由をいう。
- (24) 法令改正等 法令の制定又は改正をいう。
- (25) 本件契約上の秘密 甲及び乙が本件契約上の義務の履行又は本件契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本件契約締結前に既に、自ら保有していたもの及び公知であったもの並びに本件契約に関して知った後、自らの責めによらずして公知になったもの及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものを除く。
- (26) 本事業に直接関係する法令 特に本事業と類似の大規模改修に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令であって、本事業に直接関係する新税の成立並びに消費税率及び地方消費税率の変更も含まれるが、これに該当しない法人税その他の税制の変更及び乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。